平成２７年（フ）第１４０号
茨城県守谷市本町157番地の４
債務者　浅利　和宏
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第１４９号
茨城県牛久市猪子町831番地４（市営前山住宅Ｅ－102号）
債務者　駒場　伸一
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第１５３号
茨城県龍ケ崎市佐貫町354番地の８
債務者　野口　幸子
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第５２６号
兵庫県尼崎市立花町３丁目３番26号　アクティ立花202号
債務者　堀川　和浩
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２３２号
奈良県橿原市西池尻町146番地の１　ヒロタコーポⅡ105、前住所奈良県橿原市大久保町499番地
債務者　中島　伸妙
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１６３号
徳島県板野郡北島町鯛浜字川久保120番地50、旧住所徳島県板野郡北島町中村字御供田11番地の18
債務者　新濱　**廣**美
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４７号
愛媛県宇和島市妙典寺前乙655番地２
債務者　山本　和利
1　決定年月日時　平成27年11月13日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２７年（フ）第２５４号
大分県別府市石垣東２丁目４番19－402号　コーポ妙和
債務者　小西　由佳
1　決定年月日時　平成27年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２９７号
大分市浜中12番25―603号（日吉原Ｈ９住宅）
債務者　中川　初美
1　決定年月日時　平成27年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５８０号
兵庫県西宮市今津**曙**町12番18―405号
債務者　高平　育代
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第９３号
山口県宇部市大字棚井1032番地１
債務者　太田　允雄
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第９４号
山口県宇部市大字棚井1032番地１
債務者　太田紀美江
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第９５号
山口県山陽小野田市大字有帆296番地
債務者　出羽　　功
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第５３６号
福岡県遠賀郡芦屋町大字山鹿59番地４（１－304）
債務者　佐藤　佳映（旧姓瓜生）
1　決定年月日時　平成27年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５４６号
北九州市八幡東区尾倉３丁目４番６－203号
債務者　久保田晃代
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１１８号
佐賀県杵島郡江北町大字佐留志2032番地１　グレイスⅢ202号室、前住所名古屋市昭和区山手通２丁目２番地の３　山手通シティハウス1302号
債務者　百崎　剛敏
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
佐賀地方裁判所武雄支部